

# 平成 28 年度 行政経営研究会

日時 平成 28 年 4 月 22 日 (金)  
午後 2 時～4 時 10 分  
会場 静岡県庁西館 4 階第 1 会議室 A～C

## 次 第

### 1 開会

### 2 行政経営研究会設置要綱の改正

### 3 あいさつ

### 4 議事

(1) 行政経営研究会の研究事項

(2) 平成 27 年度報告及び平成 28 年度研究事項

(3) 意見交換

### 5 講演会

演題 「地方創生時代の自治体間連携 ～景観行政を事例に～」

講師 伊藤 修一郎氏 (学習院大学教授)

### 6 閉会

## 行政経営研究会設置要綱

## (目的)

第1条 静岡県及び静岡県内市町（以下「県市町」という。）は、静岡県全体の行政運営の効率化、最適化を目指し、県市町及び静岡県内市町間の連携を促進するとともに、県市町で共通する行政課題の解決に向けた研究及び検討（以下「研究等」という。）を行うため、行政経営研究会（以下「研究会」という。）を設置する。

## (研究等の対象)

第2条 研究会における研究等の対象は次のとおりとする。

- (1) 行政運営に係る事項であって、県市町が連携して研究等を行うことにより静岡県全体の行政運営の効率化、最適化に資すると見込まれるもの（既に解決に向けた研究又は検討の仕組みがあるものを除く。）
- (2) その他研究会が必要と認めるもの

## (所掌事務)

第3条 研究会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 県市町が連携して研究等を行う事項（以下「研究事項」という。）の決定に関すること
- (2) 研究事項に係る部会の設置の決定に関すること
- (3) 研究等の進捗管理に関すること
- (4) 研究等の結果を踏まえた県市町の具体的取組方針の決定に関すること
- (5) 研究等及び県市町の連携促進等に係る連絡調整に関すること
- (6) その他研究会の目的の達成に必要な事項に関すること

## (研究会)

第4条 研究会は、別表に掲げる職にある者をもって構成する。

- 2 研究会に会長及び副会長を置き、それぞれ次の表に掲げる者をもって充てる。

会 長	静岡県経営管理部長
副会長	静岡県内市町の構成員のうちから会長が指名する者（市及び町それぞれ1名とする。）

- 3 研究会の会議は、会長が招集し、これを主宰する。
- 4 副会長は、会長を補佐する。
- 5 会長は、必要と認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、意見等を聴取することができる。
- 6 会長に事故があるとき又は不在のときは、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

## (部会)

第5条 部会は、研究会が決定した研究事項（以下「決定研究事項」という。）の具体的な研究等を行うため、研究会の決定により設置する。ただし、会長は、急を要するため研究会を招集する時間的な余裕がないなど必要と認めるときは、副会長に協議の上、研究事項及

び部会の設置を決定することができる。

- 2 会長は、前項ただし書きの規定による措置については、次の研究会の会議において報告するものとする。
- 3 部会は、決定研究事項に係る研究等の結果を踏まえた県市町の具体的取組方針案を作成し、研究会に報告するものとする。
- 4 部会は、静岡県及び参加を希望する静岡県内市町の決定研究事項に係る職員をもって構成する。
- 5 部会に部会長を置き、部会長は、部会の構成員の互選により定める。
- 6 部会の会議は、部会長が招集し、これを主宰する。
- 7 部会長は、必要と認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、意見等を聴取することができる。
- 8 部会長に事故があるとき又は不在のときは、あらかじめ部会長が指名する者がその職務を代理する。
- 9 部会の庶務は、決定研究事項を所管する静岡県担当課室において処理し、事務局がその支援をするものとする。

#### (事務局)

第6条 研究会の所掌に係る企画、協議及び調整並びに庶務等を行うため、事務局を設置する。

- 2 事務局は、県市町から提案のあった研究希望事項（以下「研究希望事項」という。）のうち、静岡県全体の行政運営の効率化・最適化に資すると見込まれる研究事項案を選定し、研究会及び会長に報告するものとする。
- 3 事務局は、伊東市企画部行政経営課、吉田町企画課、静岡県市長会町村会総合事務局、静岡県経営管理部職員局行政改革課及び自治局自治行政課をもって構成する。
- 4 事務局に事務局長を置き、事務局長は、静岡県経営管理部理事（県・市町連携推進担当）をもって充てる。

#### (課題検討会)

第7条 事務局は、研究希望事項の検討等を行うために必要と認めるときは、課題検討会を設置することができる。

- 2 課題検討会は、静岡県及び参加を希望する静岡県内市町の研究希望事項に係る職員をもって構成する。
- 3 課題検討会の会議は、事務局が招集する。
- 4 事務局は、必要と認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、意見等を聴取することができる。
- 5 課題検討会の庶務は、事務局において処理し、研究希望事項に係る静岡県担当課室がその支援を行うものとする。

#### (会議の公開)

第8条 研究会及び部会の会議は公開を原則とする。ただし、研究会又は部会で協議の上、非公開とすることができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、研究会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 24 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 5 月 28 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 6 月 24 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。

別表（第 4 条関係）

行政経営研究会の構成員	
静岡県	静岡県 経営管理部長 静岡県 賀茂振興局長兼政策調整監（伊豆半島担当） 静岡県 経営管理部理事（県・市町連携推進担当） 静岡県 経営管理部 職員局長 静岡県 経営管理部 職員局 行政改革課長 静岡県 経営管理部 自治局長 静岡県 経営管理部 自治局 自治行政課長 静岡県 東部地域政策局長 静岡県 中部地域政策局長 静岡県 西部地域政策局長 静岡県 企画広報部 政策企画局 参事
静岡県内市町	静岡市 企画局長 浜松市 総務部長 沼津市 企画部長 熱海市 経営企画部長 三島市 企画戦略部長 富士宮市 総務部長 伊東市 企画部長 島田市 行政経営部長 富士市 総務部長 磐田市 企画部長 焼津市 未来創造部長 掛川市 企画政策部長 藤枝市 都市創生戦略監 御殿場市 企画部長 袋井市 企画財政部長 下田市 企画財政課長 裾野市 企画部長 湖西市 企画部長 伊豆市 総務部長 御前崎市 総務部長 菊川市 企画財政部長 伊豆の国市 市長戦略部長 牧之原市 政策創生専門監 東伊豆町 総務課長 河津町 総務課長 南伊豆町 総務課長 松崎町 総務課長 西伊豆町 総務課長 函南町 総務部長 清水町 企画財政課長 長泉町 総務部長 小山町 企画総務部長 吉田町 総務グループ参事兼企画課長 川根本町 総務課長 森町 総務課長
静岡県市長会町 村会総合事務局	事務局長



## 行政経営研究会設置要綱の一部改正

行政経営研究会設置要綱の一部を次のように改正する。

第4条第2項の表を次のように改める。

会 長	静岡県政策企画部長
副会長	静岡県内市町の構成員のうちから会長が指名する者（市及び町それぞれ1名とする。）

第6条第3項中「静岡県経営管理部職員局行政改革課及び自治局自治行政課」を「静岡県政策企画部政策推進局市町行財政課」に改め、同条第4項中「静岡県経営管理部理事（県・市町連携推進担当）」を「静岡県政策企画部理事（県・市町連携推進担当）」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第4条関係）

行政経営研究会の構成員	
静岡県	静岡県 政策企画部長 静岡県 政策企画部理事（県・市町連携推進担当） 静岡県 政策企画部 政策推進局長（内陸フロンティア推進担当） 静岡県 政策企画部 政策推進局 市町行財政課長 静岡県 賀茂振興局長 静岡県 東部地域政策局長 静岡県 中部地域政策局長 静岡県 西部地域政策局長
静岡県内市町	静岡市 企画局長 浜松市 総務部長 沼津市 企画部長 熱海市 経営企画部長 三島市 企画戦略部長 富士宮市 総務部長 伊東市 企画部長 島田市 行政経営部長 富士市 総務部長 磐田市 企画部長 焼津市 未来創造部長 掛川市 企画政策部長 藤枝市 都市創生戦略監 御殿場市 企画部長 袋井市 企画財政部長 下田市 企画財政課長 裾野市 企画部長 湖西市 企画部長 伊豆市 総務部長 御前崎市 総務部長 菊川市 企画財政部長 伊豆の国市 市長戦略部長 牧之原市 政策創生専門監 東伊豆町 総務課長 河津町 総務課長

	南伊豆町 総務課長 松崎町 総務課長 西伊豆町 総務課長 函南町 総務部長 清水町 企画財政課長 長泉町 総務部長 小山町 企画総務部長 吉田町 理事 川根本町 総務課長 森町 総務課長
静岡県市長会町 村会総合事務局	事務局長

附 則  
この改正は、平成 28 年 4 月 22 日から施行する。

## 新旧対照表

## 改正前

## 行政経営研究会設置要綱

## (目的)

第1条 静岡県及び静岡県内市町(以下「県市町」という。)は、静岡県全体の行政運営の効率化、最適化を目指し、県市町及び静岡県内市町間の連携を促進するとともに、県市町で共通する行政課題の解決に向けた研究及び検討(以下「研究等」という。)を行うため、行政経営研究会(以下「研究会」という。)を設置する。

## (研究等の対象)

第2条 研究会における研究等の対象は次のとおりとする。

- (1) 行政運営に係る事項であって、県市町が連携して研究等を行うことにより静岡県全体の行政運営の効率化、最適化に資すると見込まれるもの(既に解決に向けた研究又は検討の仕組みがあるものを除く。)
- (2) その他研究会が必要と認めるもの

## (所掌事務)

第3条 研究会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 県市町が連携して研究等を行う事項(以下「研究事項」という。)の決定に関すること
- (2) 研究事項に係る部会の設置の決定に関すること
- (3) 研究等の進捗管理に関すること
- (4) 研究等の結果を踏まえた県市町の具体的取組方針の決定に関すること
- (5) 研究等及び県市町の連携促進等に係る連絡調整に関すること
- (6) その他研究会の目的の達成に必要な事項に関すること

## (研究会)

第4条 研究会は、別表に掲げる職にある者をもって構成する。

- 2 研究会に会長及び副会長を置き、それぞれ次の表に掲げる者をもって充てる。

会 長	静岡県経営管理部長
副会長	静岡県内市町の構成員のうちから会長が指名する者(市及び町それぞれ1名とする。)

3 研究会の会議は、会長が招集し、これを主宰する。

4 副会長は、会長を補佐する。

- 5 会長は、必要と認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、意見を聴取することができる。
- 6 会長に事故があるとき又は不在のときは、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

## (部会)

第5条 部会は、研究会が決定した研究事項(以下「決定研究事項」という。)の具体的な研究等を行うため、研究会の決定により設置する。ただし、会長は、急を要するため研究会を招集する時間的な余裕がないなど必要と認めるときは、副会長に協議の上、研究事項及び部会の設置を決定することができる。

- 2 会長は、前項ただし書きの規定による措置については、次の研究会の会議において報告するものとする。
- 3 部会は、決定研究事項に係る研究等の結果を踏まえた県市町の具体的取組方針案を作成し、研究会に報告するものとする。
- 4 部会は、静岡県及び参加を希望する静岡県内市町の決定研究事項に関係する職員をもって構成する。
- 5 部会に部会長を置き、部会長は、部会の構成員の互選により定める。
- 6 部会の会議は、部会長が招集し、これを主宰する。
- 7 部会長は、必要と認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、意見を聴取することができる。
- 8 部会長に事故があるとき又は不在のときは、あらかじめ部会長が指名する者がその職務を代理する。

## 改正後

## 行政経営研究会設置要綱

## (目的)

第1条 静岡県及び静岡県内市町(以下「県市町」という。)は、静岡県全体の行政運営の効率化、最適化を目指し、県市町及び静岡県内市町間の連携を促進するとともに、県市町で共通する行政課題の解決に向けた研究及び検討(以下「研究等」という。)を行うため、行政経営研究会(以下「研究会」という。)を設置する。

## (研究等の対象)

第2条 研究会における研究等の対象は次のとおりとする。

- (1) 行政運営に係る事項であって、県市町が連携して研究等を行うことにより静岡県全体の行政運営の効率化、最適化に資すると見込まれるもの(既に解決に向けた研究又は検討の仕組みがあるものを除く。)
- (2) その他研究会が必要と認めるもの

## (所掌事務)

第3条 研究会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 県市町が連携して研究等を行う事項(以下「研究事項」という。)の決定に関すること
- (2) 研究事項に係る部会の設置の決定に関すること
- (3) 研究等の進捗管理に関すること
- (4) 研究等の結果を踏まえた県市町の具体的取組方針の決定に関すること
- (5) 研究等及び県市町の連携促進等に係る連絡調整に関すること
- (6) その他研究会の目的の達成に必要な事項に関すること

## (研究会)

第4条 研究会は、別表に掲げる職にある者をもって構成する。

- 2 研究会に会長及び副会長を置き、それぞれ次の表に掲げる者をもって充てる。

会 長	静岡県政策企画部長
副会長	静岡県内市町の構成員のうちから会長が指名する者(市及び町それぞれ1名とする。)

3 研究会の会議は、会長が招集し、これを主宰する。

4 副会長は、会長を補佐する。

- 5 会長は、必要と認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、意見を聴取することができる。
- 6 会長に事故があるとき又は不在のときは、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

## (部会)

第5条 部会は、研究会が決定した研究事項(以下「決定研究事項」という。)の具体的な研究等を行うため、研究会の決定により設置する。ただし、会長は、急を要するため研究会を招集する時間的な余裕がないなど必要と認めるときは、副会長に協議の上、研究事項及び部会の設置を決定することができる。

- 2 会長は、前項ただし書きの規定による措置については、次の研究会の会議において報告するものとする。
- 3 部会は、決定研究事項に係る研究等の結果を踏まえた県市町の具体的取組方針案を作成し、研究会に報告するものとする。
- 4 部会は、静岡県及び参加を希望する静岡県内市町の決定研究事項に関係する職員をもって構成する。
- 5 部会に部会長を置き、部会長は、部会の構成員の互選により定める。
- 6 部会の会議は、部会長が招集し、これを主宰する。
- 7 部会長は、必要と認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、意見を聴取することができる。
- 8 部会長に事故があるとき又は不在のときは、あらかじめ部会長が指名する者がその職務を代理する。

<p>9 部会の庶務は、決定研究事項を所管する静岡県担当課室において処理し、事務局がその支援をするものとする。</p> <p>(事務局)</p> <p>第6条 研究会の所掌に係る企画、協議及び調整並びに庶務等を行うため、事務局を設置する。</p> <p>2 事務局は、県市町から提案のあった研究希望事項（以下「研究希望事項」という。）のうち、静岡県全体の行政運営の効率化・最適化に資すると見込まれる研究事項案を選定し、研究会及び会長に報告するものとする。</p> <p>3 事務局は、伊東市企画部行政経営課、吉田町企画課、静岡県市長会町村会総合事務局、<u>静岡県経営管理部職員局行政改革課及び自治局自治行政課</u>をもって構成する。</p> <p>4 事務局に事務局長を置き、事務局長は、<u>静岡県経営管理部理事（県・市町連携推進担当）</u>をもって充てる。</p> <p>(課題検討会)</p> <p>第7条 事務局は、研究希望事項の検討等を行うために必要と認めるときは、課題検討会を設置することができる。</p> <p>2 課題検討会は、静岡県及び参加を希望する静岡県内市町の研究希望事項に関係する職員をもつて構成する。</p> <p>3 課題検討会の会議は、事務局が招集する。</p> <p>4 事務局は、必要と認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、意見を聴取することができる。</p> <p>5 課題検討会の庶務は、事務局において処理し、研究希望事項に関係する県市町担当課室がその支援を行うものとする。</p> <p>(会議の公開)</p> <p>第8条 研究会及び部会の会議は公開を原則とする。ただし、研究会又は部会で協議の上、非公開とすることができる。</p> <p>(その他)</p> <p>第9条 この要綱に定めるもののほか、研究会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。</p> <p>附 則 この要綱は、平成26年4月24日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成27年5月28日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成27年6月24日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成27年7月1日から施行する。</p> <p><u>この要綱は、平成28年4月22日から施行する。</u></p>	<p>9 部会の庶務は、決定研究事項を所管する静岡県担当課室において処理し、事務局がその支援をするものとする。</p> <p>(事務局)</p> <p>第6条 研究会の所掌に係る企画、協議及び調整並びに庶務等を行うため、事務局を設置する。</p> <p>2 事務局は、県市町から提案のあった研究希望事項（以下「研究希望事項」という。）のうち、静岡県全体の行政運営の効率化・最適化に資すると見込まれる研究事項案を選定し、研究会及び会長に報告するものとする。</p> <p>3 事務局は、伊東市企画部行政経営課、吉田町企画課、静岡県市長会町村会総合事務局、<u>静岡県政策企画部政策推進局市町行政課</u>をもって構成する。</p> <p>4 事務局に事務局長を置き、事務局長は、<u>静岡県政策企画部理事（県・市町連携推進担当）</u>をもって充てる。</p> <p>(課題検討会)</p> <p>第7条 事務局は、研究希望事項の検討等を行うために必要と認めるときは、課題検討会を設置することができる。</p> <p>2 課題検討会は、静岡県及び参加を希望する静岡県内市町の研究希望事項に関係する職員をもつて構成する。</p> <p>3 課題検討会の会議は、事務局が招集する。</p> <p>4 事務局は、必要と認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、意見を聴取することができる。</p> <p>5 課題検討会の庶務は、事務局において処理し、研究希望事項に関係する県市町担当課室がその支援を行うものとする。</p> <p>(会議の公開)</p> <p>第8条 研究会及び部会の会議は公開を原則とする。ただし、研究会又は部会で協議の上、非公開とすることができる。</p> <p>(その他)</p> <p>第9条 この要綱に定めるもののほか、研究会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。</p> <p>附 則 この要綱は、平成26年4月24日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成27年5月28日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成27年6月24日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成27年7月1日から施行する。</p> <p><u>この要綱は、平成28年4月22日から施行する。</u></p>
---	---



## 行政経営研究会設置要綱

## (目的)

第1条 静岡県及び静岡県内市町（以下「**県市町**」という。）は、静岡県全体の行政運営の効率化、最適化を目指し、**県市町**及び静岡県内市町間の連携を促進するとともに、**県市町**で共通する行政課題の解決に向けた研究及び検討（以下「**研究等**」という。）を行うため、行政経営研究会（以下「**研究会**」という。）を設置する。

## (研究等の対象)

第2条 研究会における研究等の対象は次のとおりとする。

- (1) 行政運営に係る事項であって、**県市町**が連携して研究等を行うことにより静岡県全体の行政運営の効率化、最適化に資すると見込まれるもの（既に解決に向けた研究又は検討の仕組みがあるものを除く。）
- (2) その他研究会が必要と認めるもの

## (所掌事務)

第3条 研究会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) **県市町**が連携して研究等を行う事項（以下「**研究事項**」という。）の決定に関すること
- (2) 研究事項に係る部会の設置の決定に関すること
- (3) 研究等の進捗管理に関すること
- (4) 研究等の結果を踏まえた**県市町**の具体的取組方針の決定に関すること
- (5) 研究等及び**県市町**の連携促進等に係る連絡調整に関すること
- (6) その他研究会の目的の達成に必要な事項に関すること

## (研究会)

第4条 研究会は、別表に掲げる職にある者をもって構成する。

- 2 研究会に会長及び副会長を置き、それぞれ次の表に掲げる者をもって充てる。

会 長	静岡県政策企画部長
副会長	静岡県内市町の構成員のうちから会長が指名する者（市及び町それぞれ1名とする。）

- 3 研究会の会議は、会長が招集し、これを主宰する。
- 4 副会長は、会長を補佐する。
- 5 会長は、必要と認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、意見等を聴取することができる。
- 6 会長に事故があるとき又は不在のときは、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

## (部会)

第5条 部会は、研究会が決定した研究事項（以下「**決定研究事項**」という。）の具体的な研究等を行うため、研究会の決定により設置する。ただし、会長は、急を要するため研究会を招集する時間的な余裕がないなど必要と認めるときは、副会長に協議の上、研究事項及

び部会の設置を決定することができる。

- 2 会長は、前項ただし書きの規定による措置については、次の研究会の会議において報告するものとする。
- 3 部会は、決定研究事項に係る研究等の結果を踏まえた県市町の具体的取組方針案を作成し、研究会に報告するものとする。
- 4 部会は、静岡県及び参加を希望する静岡県内市町の決定研究事項に関係する職員をもって構成する。
- 5 部会に部会長を置き、部会長は、部会の構成員の互選により定める。
- 6 部会の会議は、部会長が招集し、これを主宰する。
- 7 部会長は、必要と認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、意見等を聴取することができる。
- 8 部会長に事故があるとき又は不在のときは、あらかじめ部会長が指名する者がその職務を代理する。
- 9 部会の庶務は、決定研究事項を所管する静岡県担当課室において処理し、事務局がその支援をするものとする。

#### (事務局)

第6条 研究会の所掌に係る企画、協議及び調整並びに庶務等を行うため、事務局を設置する。

- 2 事務局は、県市町から提案のあった研究希望事項（以下「研究希望事項」という。）のうち、静岡県全体の行政運営の効率化・最適化に資すると見込まれる研究事項案を選定し、研究会及び会長に報告するものとする。
- 3 事務局は、伊東市企画部行政経営課、吉田町企画課、静岡県市長会町村会総合事務局、静岡県政策企画部政策推進局市町行財政課をもって構成する。
- 4 事務局に事務局長を置き、事務局長は、静岡県政策企画部理事（県・市町連携推進担当）をもって充てる。

#### (課題検討会)

第7条 事務局は、研究希望事項の検討等を行うために必要と認めるときは、課題検討会を設置することができる。

- 2 課題検討会は、静岡県及び参加を希望する静岡県内市町の研究希望事項に関係する職員をもって構成する。
- 3 課題検討会の会議は、事務局が招集する。
- 4 事務局は、必要と認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、意見等を聴取することができる。
- 5 課題検討会の庶務は、事務局において処理し、研究希望事項に関係する静岡県担当課室がその支援を行うものとする。

#### (会議の公開)

第8条 研究会及び部会の会議は公開を原則とする。ただし、研究会又は部会で協議の上、非公開とすることができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、研究会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 24 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 5 月 28 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 6 月 24 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 22 日から施行する。

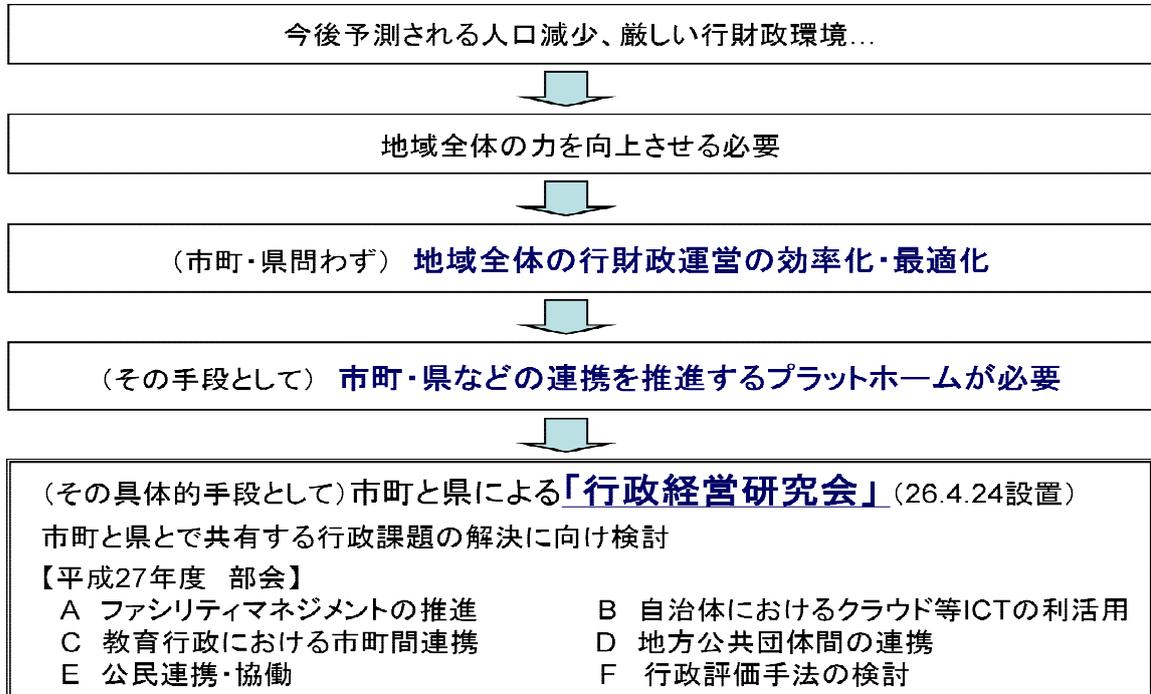
別表（第 4 条関係）

行政経営研究会の構成員	
静岡県	<u>静岡県 政策企画部長</u> <u>静岡県 政策企画部理事（県・市町連携推進担当）</u> <u>静岡県 政策企画部 政策推進局長（内陸フロンティア推進担当）</u> <u>静岡県 政策企画部 政策推進局 市町行財政課長</u> <u>静岡県 賀茂振興局長</u> 静岡県 東部地域政策局長 静岡県 中部地域政策局長 静岡県 西部地域政策局長
静岡県内市町	静岡市 企画局長 浜松市 総務部長 沼津市 企画部長 熱海市 経営企画部長 三島市 企画戦略部長 富士宮市 総務部長 伊東市 企画部長 島田市 行政経営部長 富士市 総務部長 磐田市 企画部長 焼津市 未来創造部長 掛川市 企画政策部長 藤枝市 都市創生戦略監 御殿場市 企画部長 袋井市 企画財政部長 下田市 企画財政課長 裾野市 企画部長 湖西市 企画部長 伊豆市 総務部長 御前崎市 総務部長 菊川市 企画財政部長 伊豆の国市 市長戦略部長 牧之原市 政策創生専門監 東伊豆町 総務課長 河津町 総務課長 南伊豆町 総務課長 松崎町 総務課長 西伊豆町 総務課長 函南町 総務部長 清水町 企画財政課長 長泉町 総務部長 小山町 企画総務部長 <u>吉田町 理事</u> 川根本町 総務課長 森町 総務課長
静岡県市長会町 村会総合事務局	事務局長

# 行政経営研究会の研究事項

## 1 行政経営研究会の理念

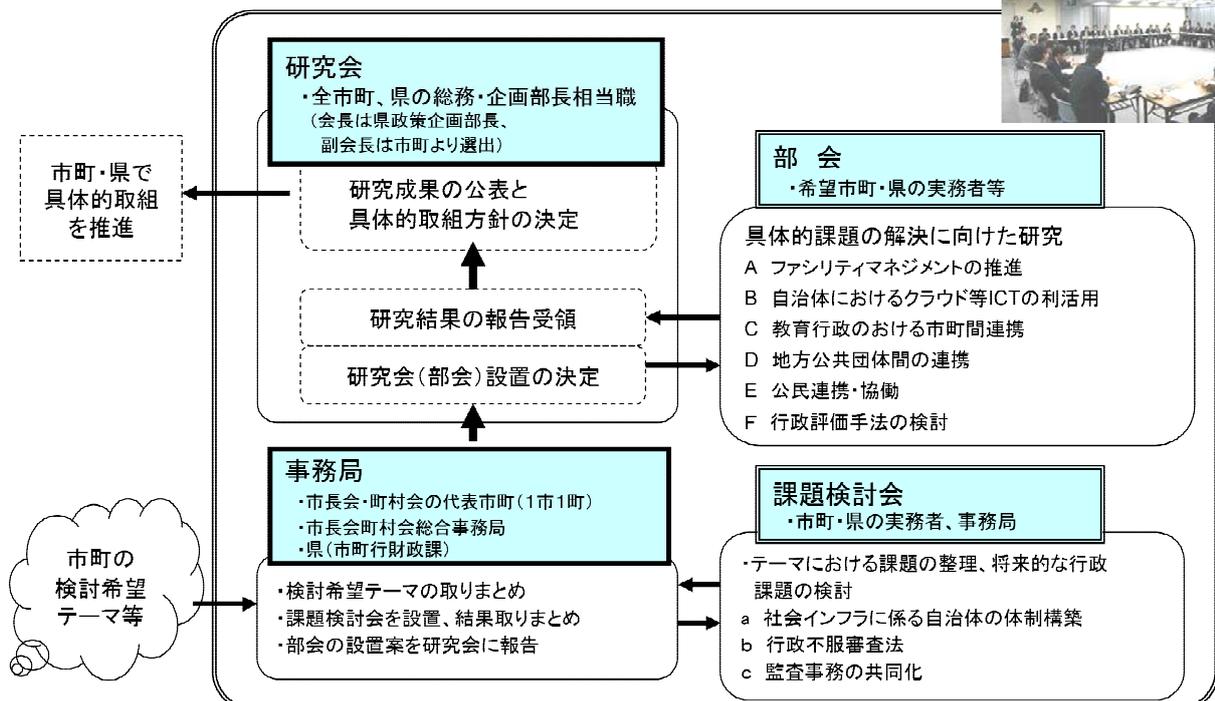
### 行政経営研究会の理念



## 2 行政経営研究会の組織と仕組み

### 行政経営研究会の組織と仕組み

第1回行政経営研究会の様子(H26.4.24)→



## 3 平成 27 年度及び平成 28 年度の研究事項

## 【部 会】

平成 27 年度 (6)	→	平成 28 年度 (5)
A ファシリティマネジメントの推進	<u>継続</u>	A ファシリティマネジメントの推進
B 自治体におけるクラウド等 ICT の利活用	<u>継続</u>	B 自治体におけるクラウド等 ICT の利活用
C 教育行政における市町間連携	<u>継続</u>	C 教育行政における市町間連携
D 地方公共団体間の連携	※廃止	—
E 公民連携・協働	<u>継続</u>	D 公民連携・協働
F 行政評価手法の検討	終了	—
—	<u>課題検討会から昇格</u>	E 社会インフラに係る自治体の体制構築

※地方公共団体間の連携部会は、連携に係る研究課題の発掘、自治体間連携に関する助言等の機能を事務局に移管して廃止

## 【課題検討会】

平成 27 年度 (3)	→	平成 28 年度 (3)
a 社会インフラに係る自治体の体制構築	部会へ昇格	—
b 行政不服審査法	終了	—
c 監査事務の共同化	<u>継続</u>	a 監査事務の共同化
—	<u>新規</u>	b 水道事業の広域連携等
—	<u>新規</u>	c 権限移譲事務受入体制の検討

# 行政経営研究会

## 平成27年度報告及び平成28年度研究事項

平成28年4月22日

### 27年度の研究成果

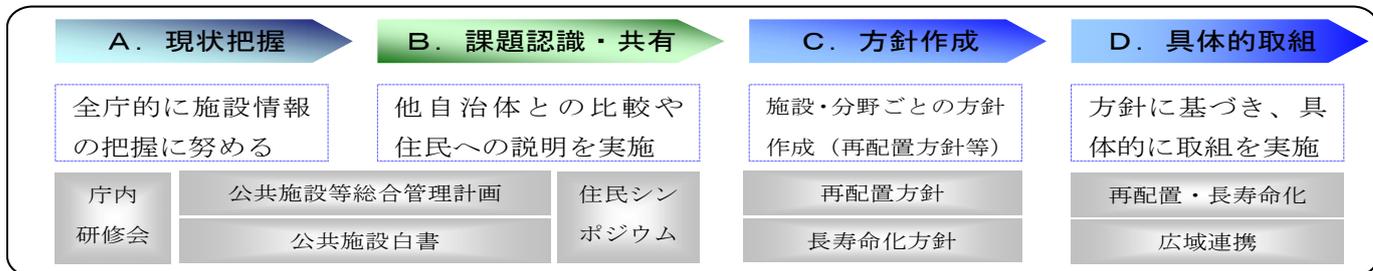
○オープンデータ化された施設情報の充実と活用を研究

- ・オープンデータ化を23市町で実施(実施率65.7%、H28.3現在)
- ・さらにGISを活用し地図上での可視化作業に着手

○市町の公共施設マネジメントの取組状況を可視化し、横断的な連携の環境を確保

- ・『公共施設マネジメント事例集』を作成

(参考)ファシリティマネジメントの取組の流れ



3

### 28年度の研究方針

○将来のハードの連携を念頭に、ソフト戦略としての施設の  
共同利用を研究

○公共施設情報のオープンデータ化の推進  
(内容の充実、実施市町拡大)

○公共施設情報のGIS活用の推進  
(表示対象施設の用途拡大、内容の充実)

○公共施設等総合管理計画策定(現在7市町、実施率20%)

4

### 27年度の研究結果

#### ○「ふじのくに自治体情報ネットワーク」の構築

H27年11月 運用開始

#### ○自治体クラウドの導入

河津町・南伊豆町・松崎町・西伊豆町において自治体クラウドを導入

#### ○オープンデータの利活用促進

- ・オープンデータ公開市町数が増加(H25年度末 1市→H27年度末 26市町)
- ・しずおかオープンデータ協議会自治体部会を設立

#### ○ICT-BCPの策定

ICT-BCP策定市町が増加(H25年度末 9市町→H27年度末 13市町)

### 28年度の研究方針

#### ○自治体クラウドの導入

- ・共同利用(検討)グループの構成など全体会議での検討
- ・CIOアドバイザーが市町を訪問してシステムの状況を確認し、各市町の状況に応じたクラウド導入のアドバイス 等

#### ○オープンデータの利活用推進

- ・新規事例、最新情報等の提供
- ・公開予定市町等への個別支援
- ・しずおかオープンデータ推進協議会に新設された自治体部会での検討 等

#### ○ICT-BCPの策定

- ・各市町へのアドバイス、自治体クラウドと連携した展開
- ・市町の実情に合わせた策定目標設定 等

### 27年度の研究成果

#### 【前提 平成26年度までの取組】

- 指導主事が配置されていない賀茂地域5町に、県費負担による教職員を派遣(26年度～)
- 賀茂地域(下田市も含めた1市5町)連携による教育行政の充実に向けた検討を開始

#### 《配置条件》

- ・県指導主事としての業務を行いつつ、派遣先町の人材育成力及び教育水準の把握と向上支援、学校の教育力全般の向上支援を担当する
- ・3年を目途に、町独自配置の指導主事への切替、複数町による指導主事の共同設置、各町教育長から構成される協議会の設置など、町又は地域の自立的な具体的取組を開始する

#### 【平成27年度の取組】

平成27年度から賀茂地域で設置された賀茂地域広域連携会議の専門部会を合同部会と位置づけ、下記事項について検討

- 指導主事の業務分析と共同設置方法についての検討
- 指導主事の共同設置方針(案)の検討

### 28年度の研究方針

#### ○指導主事の共同設置

- ・指導主事共同設置規約の作成
- ・経費負担割合及び金額の決定等
- ・下田市を含めた連携事業の検討(賀茂地区指導主事連絡協議会の活動拡充)

#### ○教育委員会の共同設置(学校教育・社会教育)

- ・指導主事の共同設置を足がかりに、賀茂地区を単位として広域処理する事業の洗い出しとパッケージ化に取り組む。

#### 【賀茂地域教育振興方針(仮称)の策定⇒ビジョン・方針共有】

- ・教育(賀茂地域の教育の現状・課題・ビジョン)をテーマとしたシンポジウムの開催などをきっかけとして、賀茂地区の広域連携を更に推進する。

### 27年度の研究成果

#### <WG>

- 「消費生活相談」／消費者教育WG(東中西)
  - ・中学生向け出前講座モデル教材の作成
  - ・行政職員向け消費生活相談対応マニュアルの作成
  - ・静岡県版イメージマップを活用した各市町の消費者教育の現状把握
- 「消費生活センター共同設置」WG(賀茂)
  - ・賀茂広域消費生活センターの共同設置

#### <課題検討会>

- 「行政不服審査法の第三者機関共同設置」
  - ・各市町の準備状況調査と調査結果の共有
  - ・伊豆市・伊豆の国市の第三者機関共同設置
- 「監査事務の共同化」
  - ・県内市町の現況調査、課題の抽出

### 28年度の研究方針

#### ○地方公共団体間の連携部会の廃止

⇒ 行政経営研究会事務局へ機能の移管・統合

- ・地方公共団体間の連携部会は、連携に係る研究課題の発掘、自治体間連携に関する助言等の機能を事務局に移管する。
- ・これまで当該部会が扱ってきた枠組のテーマについては、個別の部会若しくは課題検討会を設置して対応する。

#### ○「監査事務の共同化」課題検討会の継続

### 27年度の研究成果

#### <業務協働>

- 優良事例大賞（川根本町）及び優良事例賞（静岡市、牧之原市）の選定及び表彰
- 『静岡県内自治体の「公民連携・協働」事例集』への事例追加・更新（36件）
- 有識者と7市2町等で構成するワーキングが「協働先進事例マニュアル」を作成
- 有識者と県関係課で構成するワーキングが「協働効果測定手法の開発」報告書作成

#### <施設民活>

- 指定管理の応募者を拡大するため「民間企業等への施設紹介フェア」を初開催  
全国から民間企業等54団体・102名が参加  
例)当該フェアに参加した民間企業が指定管理者に応募・採択（4千万円/年の削減）
- 市町への調査等により指定管理制度の効果が発揮しやすい施設を研究
- 様々な民活手法について、具体的な事例研究



優良事例への表彰



7市2町ワーキングが牧之原市で現地調査



民間企業等への施設紹介フェア

11

### 28年度の研究方針

#### <業務協働>

- 「協働先進事例マニュアル」の事例追加及び内容充実
- 「協働効果測定手法の開発」の継続したデータ分析  
アンケート調査による協働参加者の意識分析

#### <施設民活>

- 指定管理施設の「民間企業等への施設紹介フェア」拡大実施
- 指定管理者制度において、民間の創意工夫を最大限に活用する  
制度運用や、民間企業等が参入しやすい環境整備の検討
- コンセプション等、先進的な民活手法の研究

## 27年度の研究成果

- 部会として新たに設置
- 指標の設定と共有について検討
  - ①評価指標データの収集・分類・一覧化
  - ②市町意見による代表的な指標の選定
  - ③コア指標リスト作成・関係市町で共有

分野名	指標数	指標の例
1福祉・健康・医療	68	・ひとり暮らし高齢者率 ・特定健診受診率
2教育・文化	25	・学校が楽しいと思う子どもの割合 ・図書貸出冊数
3産業・交流	38	・有効求人倍率 ・観光交流客数
4基盤・交通	18	・都市計画道路整備率 ・公共交通機関が充実していると思う割合
5環境	7	・1人1日あたりのごみ排出量 ・エコアクション21認証取得事業所数
6防災・防犯	19	・住宅の耐震化率 ・刑法犯認知件数
7住民・行政	48	・住み続けたいと答える市民の割合 ・財政力指数(3か年平均)
合 計	223	

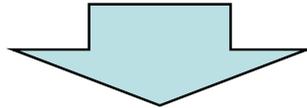
- 指標リストの作成
  - ・各市町提出の候補指標1,194指標から5市町以上希望のあったものをリスト化(223指標)
  - ・市町報告に基づき、「現状値」、「年度」、「目標値」、「目標年度」を掲載
  - ・作成したリストは、各市町が総合計画や行政評価等に活用

※目標達成と指標の毎年度更新を前提にH27で部会を終了。

一部市町から「任意勉強会」としての継続要望があり、開催を予定。

## 27年度の研究成果【課題検討会】

- 社会インフラに係る自治体の体制構築に当たっての課題抽出アンケート調査の実施(各市町関係69課回答)
  - A 職員の不足(50)
  - B 技術力(スキル、ノウハウ)の不足(51)
  - C 単独での事務処理が困難(5)
  
- 課題検討会で抽出課題への対応策に係る意見交換・情報共有を実施
  - ①人員確保の方向性の選択肢の提示、②研修の実施方針
  - ③県の支援窓口・市町との情報交換体制、④民間能力・公的団体の活用
  - ⑤複数自治体の一括発注、異分野の包括的委託



平成28年度は「課題検討会」から「部会」へ昇格

15

## 28年度の研究方針【部会】

- 課題検討会での議論を踏まえ、部会では県から市町に対する支援策について検討し、その方向性や具体策を28年度中に取りまとめる
  - A 人材確保の取組 (例)技術職員等市町派遣制度の活用
  - B 研修の実施 (例)県建設技術監理センター等の活用
  - C 外部資源の活用 (例)発注者支援機関等の活用

16

## 28年度の研究方針

### ○課題検討会の継続

平成27年度の課題検討会における検討経過を踏まえ、以下の事項について継続して検討を行う

- ・第31次地方制度調査会の答申結果(ガバナンスのあり方)を踏まえた監査のあり方に関する検討
- ・監査事務の共同化による課題対応の検討
- ・監査事務の様式、マニュアル等の共有化の検討
- ・監査委員事務局間の連携強化

17

## 28年度の研究方針

### ○課題検討会の新設

各水道事業者が抱えている課題を共有化し、将来にわたってサービスの提供を安定的に継続することができるよう、経営基盤強化に向けた広域的な手法について研究及び検討を行う

#### <検討の視点>

- ・市町(水道事業者)、市町行財政課、水利用課を中心に広域連携担当課、企業局とも連携して、研究及び検討を進める(国の要請に基き設置する「【仮称】静岡県水道広域連携等研究会」の機能を兼ねる)
- ・水源を中心とする圏域ごとに「地区別検討会」を設置して課題を整理したうえで、平成29年度以降の活動方針を決定する  
駿豆1(下田・賀茂)、駿豆2、静清富士、大井川、遠州
- ・検討に当たっては、平成27年度に開催した地域懇談会の枠組みを活用

18

## 28年度の研究方針

### ○課題検討会の新設

市町において権限移譲された事務の処理を効率的に実施するため、市町間による事務処理の共同化の手法の活用に向けての検討を行う。

#### <課題検討会での検討事項(案)>

##### ①課題の抽出・整理

市町アンケート等の実施、結果の分析  
(権限移譲事務に対する支障の有無等)

##### ②他事例調査

(職員の相互併任、市町間の事務委託、機関等の共同設置等による工夫)

##### ③導入可能性の検討(本県市町への当てはめ)

##### ④共同処理等に向けた検討・準備